

大洗町地域防災計画

資料編

令和4年 月

大洗町防災会議

目 次

資料 1	人口と世帯数	1
資料 2	国勢調査による年齢3階級人口	1
資料 3	地目別土地利用面積の構成比の推移	2
資料 4	東日本大震災以降における主な地震概要、マグニチュード6.0以上 ..	2
資料 5	本町における東日本大震災の被害状況	4
資料 6	茨城県沿岸で観測された主な津波	6
資料 7	大洗町における主な風水害の概要	8
資料 8	大洗町洪水ハザードマップ	10
資料 9	ボランティアの区分	11
資料 10	大洗町防災行政無線設備	11
資料 11	緊急輸送道路	12
資料 12	臨時ヘリポート（飛行場外離着陸場）	12
資料 13	茨城県災害拠点病院	13
資料 14	茨城県内のDMAT指定医療機関	13
資料 15	避難所、避難場所等の考え方	14
資料 16	避難所等一覧	15
資料 17	職員の動員区分	17
資料 18	動員体制の決定者	18
資料 19	災害対策本部等の設置決定者	19
資料 20	災害対策本部組織	19
資料 21	災害対策本部の事務分掌	20
資料 22	津波警報・注意報の種類	24
資料 23	津波予報	24
資料 24	津波情報の種類	25
資料 25	地震情報の種類と内容	26
資料 26	県の報告先、総務省消防庁の連絡先	27
資料 27	自衛隊連絡先	27
資料 28	自衛隊の活動範囲	28
資料 29	茨城県消防広域応援隊の要請先	28
資料 30	緊急交通路指定予定路線	29
資料 31	給水拠点・浄配水場	29
資料 32	応急給水の目標設定例	29

資料3 3	令別表第1	S29
資料3 4	令別表第2、令別表第3	30
資料3 5	令別表第4	30
資料3 6	設備別復旧順位	30
資料3 7	電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等、大規模災害時における復旧順位と応急復旧の目標	31
資料3 8	医療班（防疫）	32
資料3 9	消毒の実施基準	32
資料4 0	激甚災害基準	32
資料4 1	洪水浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧	35
資料4 2	警報・注意報基準値一覧表	36
資料4 3	茨城県の細分区域	37
資料4 4	警戒レベル一覧表	38
資料4 5	水防警報の種類、内容及び発表基準	39
資料4 6	基準水位観測所及び水防警報区	40
資料4 7	消防庁連絡先	40
資料4 8	体制区分 基準配備人員（海上事故）	41
資料4 9	自衛隊機の場合の航空事故情報等の収集・連絡先	41
資料5 0	体制区分・基準配備人員（航空事故）	41
資料5 1	鹿島臨海鉄道概況	42
資料5 2	職員の動員配備体制区分の基準及び内容（鉄道事故）	42
資料5 3	道路災害情報等の収集・連絡先一覧	42
資料5 4	職員の動員配備体制区分の基準及び内容（道路災害）	43
資料5 5	大規模な火事災害情報の連絡先一覧	43
資料5 6	職員の動員配備体制区分の基準及び内容（火災）	43
資料5 7	職員の動員配備体制区分の基準及び内容（危険物等事故）	44

【総則 第1章 第2節 第2 社会条件】

資料1 人口と世帯数

	人口	男	女	世帯数	世帯人数
平成 23 年	18,297	8,893	9,404	7,019	2.60
平成 24 年	17,823	8,634	9,189	7,010	2.54
平成 25 年	17,549	8,525	9,024	7,013	2.50
平成 26 年	17,295	8,405	8,890	6,968	2.48
平成 27 年	17,070	8,309	8,761	6,981	2.44
平成 28 年	16,827	8,252	8,575	6,661	2.52
平成 29 年	16,679	8,214	8,465	6,753	2.46
平成 30 年	16,477	8,114	8,363	6,820	2.41
平成 31 年	16,188	7,997	8,191	6,792	2.38
令和 2 年	15,987	7,930	8,057	6,842	2.33
令和 3 年	15,739	7,783	7,956	6,869	2.29
令和 4 年	16,094	8,003	8,091	7,538	2.13

資料) 常住人口より 各年1月1日時点

【総則 第1章 第2節 第2 社会条件】

資料2 国勢調査による年齢3階級人口

	総人口	年少人口	生産年齢 人口	老人人口	年齢不詳
平成 22 年	18,328	2,145 (11.7)	11,355 (62.1)	4,780 (26.1)	48
平成 27 年	16,886	1,827 (10.9)	9,788 (58.4)	5,149 (30.7)	122
令和 2 年	15,715	1,538 (9.9)	8,766 (56.4)	5,225 (33.6)	186

資料) 国勢調査各年 10 月 1 日時点

【総則 第1章 第2節 第2 社会条件】

資料3 地目別土地利用面積の構成比の推移 (上段ha、下段%)

年 次	田	畠	宅地	山林	原野	雑種地	その他	合計
平成 22 年	352.5	308.4	370.2	306.1	44.4	332.6	604.8	2,319.0
	15.2	13.3	16.0	13.2	1.9	14.3	26.1	100.0
平成 27 年	347.5	298.0	389.2	292.0	44.8	328.4	685.8	2,385.7
	14.5	12.5	16.3	12.2	1.9	13.7	28.9	100.0
令和 3 年	347.5	298.0	389.2	292.0	44.8	328.4	685.8	2389.0
	14.5	12.5	16.3	12.2	1.9	13.7	28.7	100.0

注) 固定資産課税台帳に登録された地積で非課税も含まれる(県統計書、各年1月1日)

【総則 第1章 第3節 第1 地震災害】

資料4 東日本大震災以降における主な地震概要、マグニチュード6.0以上

発 震 年 月 日	震央の位置			マ グ ニ チュ ー ド	被 害 摘 要
西暦	日 本 暦	北緯	東経		
2011. 3. 11	平成23. 3. 11	36° 06'	142° 52'	9.0	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震。8市で震度6強、21市町村で震度6弱を観測。同日15:15に茨城県沖で最大余震(M7.7)が発生し、鉾田市で6強、神栖市で6弱を観測。人的被害：死者66名、行方不明者1名、重症34名、軽症680名 住家被害：全壊2、634棟、半壊24、995棟、一部損壊191、490棟 床上浸水75棟、床下浸水624棟（令和2年3月1日現在）
2011. 4. 11	平成23. 4. 11	36° 56'	140° 40'	7.0	鉾田市で震度6弱、日立市、高萩市、北茨城市、小美玉市、筑西市、かすみがうら市、鉾田市で震度5強、水戸市、笠間市、ひたちなか市、茨城町、大子町、常陸大宮市、那珂市、城里町、土浦市、石岡市、つくば市、阿見町、坂東市、稲敷市、つくばみらい市、常総市で震度5弱を記録。北茨城市、坂東市、牛久市、日立市で負傷者各1名。県沿岸部に津波警報発表。
2012. 12. 7	平成24. 12. 7	38° 01'	143° 52'	7.3	常陸太田市、常陸大宮市で震度5弱を記録。水戸市で重傷1名、土浦市で軽傷1名、桜川市で非住家被害3棟。県沿岸部に津波注意報発表
2016. 11. 22	平成28. 11. 22	37° 21'	141° 36'	7.4	高萩市で震度5弱を記録。津波注意報発表。
2016. 11. 24	平成28. 11. 24	37° 10'	141° 25'	6.2	高萩市で震度4を記録。水戸市で軽傷1名。

発震年月日		震央の位置		マグニチュード	被害摘要
西暦	日本暦	北緯	東経		
2016.12.28	平成28.12.28	36°43'	140°34'	6.3	高萩市で震度6弱、日立市で5強、常陸太田市で5弱を記録。高萩市、北茨城市で軽傷者各1名、高萩市で住家一部損壊5棟。
2021.2.13	令和3.2.13	37°43'	141°41'	7.3	日立市など10市町村で震度5弱を記録。土浦市で中等症1名、桜川市、龍ヶ崎市で軽症各1名、物的被害なし。
2022.3.16	令和4年.3.16	37°41'	141°37'	7.4	水戸市など15市町村で震度5弱を記録。常陸大宮市で中等症1名、石岡市、筑西市で軽症各1名、物的被害なし。

注：震央の位置・マグニチュードについては気象庁資料による。

【総則 第1章 第3節 第1 地震災害】

資料5 本町における東日本大震災の被害状況

東日本大震災は、2011年（平成23年）3月11日14時46分18秒、宮城県牡鹿半島の東南東沖130キロメートル、仙台市の東方沖70キロメートルの太平洋の海底を震源とする東北地方太平洋沖地震が発生した。地震の規模はモーメントマグニチュード（M_w）9.0で、発生時点において日本周辺における観測史上最大の地震となった。震源は広大で、岩手県沖から茨城県沖までの南北約500キロメートル、東西約200キロメートルのおよそ10万平方キロメートルという広範囲すべてが震源域とされる。最大震度は宮城県栗原市で観測された震度は7で、宮城・栃木・福島・茨城の一部で震度6強を観測した。

本町においても震度5強を観測し、最大で4.0mの津波を観測した。被害は死者1名、軽症6名のほか、住家の被害は全壊14戸を記録した。上水道、電力等のライフラインも停止し、復旧・復興に長期の日時を要した。

住民の避難生活も約20日に及び、町の業務も給水、炊き出し、災害ゴミの処理、仮設トイレの設置、公共施設の復旧、り災証明の発行など、災害対応業務が広範囲かつ長期にわたった。

ア 地震の概況

(ア) 三陸沖地震の地震

- (1) 発生日時：平成23年3月11日 14時46分
- (2) 地震規模：マグニチュード9.0（発表当初8.8）
- (3) 震源地：三陸沖（北緯36° 06'、東経142° 52'、深さ24km）
- (4) 大洗町の震度：5強[H23.3.30気象庁発表]（県内最大6強(8)、6弱(21)）

(イ) 茨城県沖の地震

- (1) 発生日時：平成23年3月11日 15時15分
- (2) 地震規模：マグニチュード7.4
- (3) 震源地：茨城県沖（北緯36.0、東経140.2、深さ約80km）
- (4) 県内最大6弱(1)、5強(3)

イ 津波情報

- (ア) 3月11日 15時15分 1.8m
- (イ) 3月11日 15時43分 3.9m
- (ウ) 3月11日 16時52分 4.0m（最大波）
- (エ) 3月11日 21時10分 観測不可
- (オ) 3月11日 22時15分 観測不可

ウ 地震発生からの初動体制

3/11

14:46 地震発生

海岸付近一帯に注意呼びかけ開始。災害対策本部設置
防災行政無線によりサイレン吹鳴及び避難勧告放送開始

14:49 気象庁が茨城県に津波警報発令（地震発生から3分後）
水戸鉢田佐原線より海岸側に対し避難指示発令

防災行政無線によるサイレン吹鳴及び避難指示放送開始

(地震発生から28分後)

15:14 気象庁が茨城県に大津波警報発令
町内全域に避難指示発令

15:15 津波第1波観測 (1.8m) 大洗港天端まで20cm (地震発生から29分後)

(地震発生から57分後)

15:43 津波第2波観測 (3.9m) 大洗消防署前約20cm冠水

(地震発生から126分後)

16:52 津波第3波観測 (4.0m) 町役場庁舎1階 (嵩上げ1.5m) 浸水

エ 住民避難の状況

(ア) 住民避難

3/11	15:00	避難所を設置 (最大17ヶ所 3,392名)
3/13	14:00	各避難所閉鎖。大洗文化センター大会議室に集約 (最大139名)
3/19	15:00	大洗文化センターから寿集会所へ避難所移動 (最大13名)
4/1	12:00	寿集会所避難所閉鎖

オ 被害状況

(ア) 人的被害

- (1) 死亡 1名
- (2) 軽傷 6名
- (3) 行方不明 0名

(イ) 物的被害

	住家	非住家
全壊	14件	18件
大規模半壊	44件	65件
半壊	259件	113件
一部損壊	1,307件	359件
床上浸水	206件	158件
床下浸水	167件	25件

(ウ) ライフライン

- (1) 電気 3/11 16:46から停電 3/14 0:45より復旧開始
- (2) 水道 3/11 14:46地震により全域で断水 3/19 13:45より復旧開始

【総則 第1章 第3節 第3 津波災害】

資料6 茨城県沿岸で観測された主な津波

年月日	震源地名	被害概要																																																																								
1677. 11 . 4	房総半島 南東沖 (M=7.9 ~8.2)	<p>茨城海岸から房総半島勝浦まで地震による被害多し。岩沼海岸で流失家490余、水死123人、小名浜・神白・永崎で80余人おし流される。茨城海岸で漬家189、破損流船353、水死36人、高神・外川（銚子）では津波で1万余の樹木倒れる。家・漁船大被害。人畜の死傷多し。房総半島東岸各地でも地震による倒家と津波による水死があった。また、青ヶ島で漁船10余流失、死者1。伊豆東岸で船4破損、田畠浸水、水死3。尾張で大潮上がり漁船破損。紀伊に津波あり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地名</th> <th>津波の高さの推定値(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮城県 岩沼海岸</td> <td>3~4</td> </tr> <tr> <td>福島県 小名浜・神白・永崎</td> <td>3~4</td> </tr> <tr> <td>茨城県 茨城海岸</td> <td>2~3</td> </tr> <tr> <td>千葉県 高神・外川（銚子）</td> <td>4~5</td> </tr> <tr> <td>房総半島東岸各地</td> <td>4~8</td> </tr> <tr> <td>その他 八丈島</td> <td>3~4</td> </tr> <tr> <td>青ヶ島</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>伊豆海岸</td> <td>1~2</td> </tr> </tbody> </table>	地名	津波の高さの推定値(m)	宮城県 岩沼海岸	3~4	福島県 小名浜・神白・永崎	3~4	茨城県 茨城海岸	2~3	千葉県 高神・外川（銚子）	4~5	房総半島東岸各地	4~8	その他 八丈島	3~4	青ヶ島	3	伊豆海岸	1~2																																																						
地名	津波の高さの推定値(m)																																																																									
宮城県 岩沼海岸	3~4																																																																									
福島県 小名浜・神白・永崎	3~4																																																																									
茨城県 茨城海岸	2~3																																																																									
千葉県 高神・外川（銚子）	4~5																																																																									
房総半島東岸各地	4~8																																																																									
その他 八丈島	3~4																																																																									
青ヶ島	3																																																																									
伊豆海岸	1~2																																																																									
1938. 11 . 15	福島県沖 (M=7.5)	<p>[福島県東方沖地震]</p> <p>11月30日まで津波を伴った地震は7回を超えた。しかし、一連の津波による被害は発生しなかった。波源は東北一西南方向に長さ130kmとなっている。</p> <p>地震による各地の波高（単位：cm）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検潮所</th> <th>5日17時43分</th> <th>5日19時50分</th> <th>6日</th> <th>7日</th> <th>14日</th> <th>22日</th> <th>30日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>函館</td> <td>5</td> <td>—</td> <td>5</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>八戸</td> <td>24</td> <td>44</td> <td>14</td> <td>33</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>鮎川（宮城）</td> <td>104</td> <td>—</td> <td>126</td> <td>125</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>塩釜</td> <td>113</td> <td>112</td> <td>85</td> <td>118</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>小名浜</td> <td>107</td> <td>79</td> <td>40</td> <td>50</td> <td>71</td> <td>29</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>田中（茨城）</td> <td>42</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>祝（茨城）</td> <td>88</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>銚子</td> <td>28</td> <td>28</td> <td>14</td> <td>15</td> <td>12</td> <td>6</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	検潮所	5日17時43分	5日19時50分	6日	7日	14日	22日	30日	函館	5	—	5	—	—	—	15	八戸	24	44	14	33	—	—	19	鮎川（宮城）	104	—	126	125	—	—	—	塩釜	113	112	85	118	—	—	—	小名浜	107	79	40	50	71	29	13	田中（茨城）	42	—	—	—	—	—	—	祝（茨城）	88	—	—	—	—	—	—	銚子	28	28	14	15	12	6	—
検潮所	5日17時43分	5日19時50分	6日	7日	14日	22日	30日																																																																			
函館	5	—	5	—	—	—	15																																																																			
八戸	24	44	14	33	—	—	19																																																																			
鮎川（宮城）	104	—	126	125	—	—	—																																																																			
塩釜	113	112	85	118	—	—	—																																																																			
小名浜	107	79	40	50	71	29	13																																																																			
田中（茨城）	42	—	—	—	—	—	—																																																																			
祝（茨城）	88	—	—	—	—	—	—																																																																			
銚子	28	28	14	15	12	6	—																																																																			
1960. 5. 22	チリ南部 沖 (M=8.5)	[チリ地震津波] 2日前マグニチュード7.5の前震があった。震源地周辺の最大震度は6、最大有感距離は約1,000kmである。海岸線約700kmにわたり地殻変動があった。地震による被害も甚大である。津波は太平洋沿岸各地に波及した。																																																																								

年月日	震源地名	被害概要																																																																															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">地名</th> <th colspan="6">津波の高さの推定値(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福島県 双葉郡大久村久ノ浜</td> <td></td> <td></td> <td>2.8</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>茨城県 日立市会瀬港</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 日立市久慈港</td> <td></td> <td></td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 東茨城郡大洗町夏海</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 鹿島郡鹿島町明石</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>千葉県 飯岡町</td> <td></td> <td></td> <td>3.5</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>神奈川県 北条湾</td> <td></td> <td></td> <td>1.5</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								地名			津波の高さの推定値(m)						福島県 双葉郡大久村久ノ浜			2.8						茨城県 日立市会瀬港			3						〃 日立市久慈港			3						〃 東茨城郡大洗町夏海			2						〃 鹿島郡鹿島町明石			2						千葉県 飯岡町			3.5						神奈川県 北条湾			1.5					
地名			津波の高さの推定値(m)																																																																														
福島県 双葉郡大久村久ノ浜			2.8																																																																														
茨城県 日立市会瀬港			3																																																																														
〃 日立市久慈港			3																																																																														
〃 東茨城郡大洗町夏海			2																																																																														
〃 鹿島郡鹿島町明石			2																																																																														
千葉県 飯岡町			3.5																																																																														
神奈川県 北条湾			1.5																																																																														
		<p>※ 各地の津波の高さは、各道府県で最大の地点を抽出した（茨城県を除く）。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">都道府県</th> <th colspan="3">人的被害</th> <th colspan="5">建物被害</th> </tr> <tr> <th>死者</th> <th>行方不明</th> <th>負傷者</th> <th>全壊</th> <th>半壊</th> <th>流出</th> <th>床上浸水</th> <th>非住家被害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>茨城</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>福島</td> <td>4</td> <td>—</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>6</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>千葉</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>11</td> <td>—</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>11</td> <td>0</td> <td>8</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>									都道府県	人的被害			建物被害					死者	行方不明	負傷者	全壊	半壊	流出	床上浸水	非住家被害	茨城	—	—	—	—	—	—	—	—	福島	4	—	2	—	—	—	6	—	千葉	1	—	2	—	11	—	2	3	計	5	0	4	0	11	0	8	3																		
都道府県	人的被害			建物被害																																																																													
	死者	行方不明	負傷者	全壊	半壊	流出	床上浸水	非住家被害																																																																									
茨城	—	—	—	—	—	—	—	—																																																																									
福島	4	—	2	—	—	—	6	—																																																																									
千葉	1	—	2	—	11	—	2	3																																																																									
計	5	0	4	0	11	0	8	3																																																																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>都道府県</th> <th>道路損壊</th> <th>橋の流出</th> <th>堤防決壊</th> <th>鉄軌道被害</th> <th>船舶被害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>茨城</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>83</td> </tr> <tr> <td>福島</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>千葉</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>115</td> </tr> </tbody> </table>									都道府県	道路損壊	橋の流出	堤防決壊	鉄軌道被害	船舶被害	茨城	—	—	1	—	83	福島	—	—	—	—	—	千葉	2	1	—	—	32	計	2	1	1	0	115																																									
都道府県	道路損壊	橋の流出	堤防決壊	鉄軌道被害	船舶被害																																																																												
茨城	—	—	1	—	83																																																																												
福島	—	—	—	—	—																																																																												
千葉	2	1	—	—	32																																																																												
計	2	1	1	0	115																																																																												
		<p>資料：「日本被害津波総覧」より抜粋</p>																																																																															
2015. 9. 17	チリ中部 沿岸 (M=8.3)	<p>[チリ中部沿岸の地震に伴う津波注意報]</p> <p>福島県 : 0.33m</p> <p>茨城県 : 0.4m(大洗町)</p> <p>千葉県 : 0.16m</p> <p>平成27年9月17日 気象庁発表</p>																																																																															
2022. 1. 15		<p>[トンガ諸島付近のフンガ・トンガーフンガ・ハアパイ火山の大規模噴火に伴う潮位変化]</p> <p>火山の噴火の概要及び津波警報等の発表状況</p> <p>噴火発生日時 : 1月15日13時頃 (日本時間)</p> <p>火山名 : フンガ・トンガーフンガ・ハアパイ火山</p> <p>噴煙高度 : 約52,000フィート (約16,000メートル)</p> <p>津波警報 : 奄美群島・トカラ列島</p> <p>津波注意報 : 太平洋沿岸各地</p> <p>※大洗町 : 津波到達時刻 15日20時42分 最大波16日00時48分 0.6m</p> <p>令和4年1月16日 気象庁発表</p>																																																																															

【総則 第1章 第3節 第4 風水害】

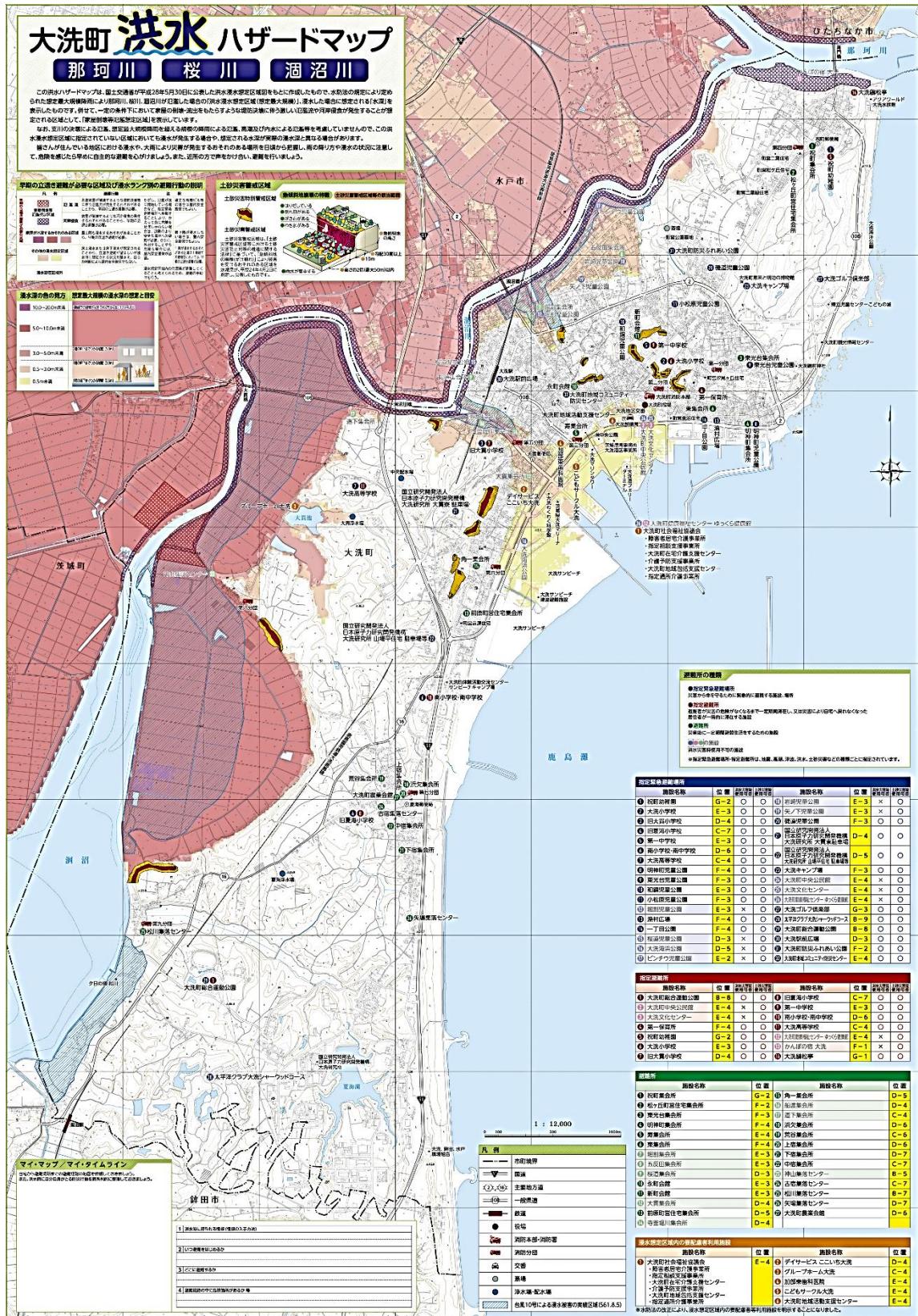
資料7 大洗町における主な風水害の概要

発生年月日	災害名	要因	被害	備考
昭和52.9.19	台風	集中豪雨	がけ崩れ 家屋損壊 床上浸水 護岸決壊	3カ所 3世帯 3世帯 1カ所
昭和54.5.27	強風	竜巻	軽傷者 住家全壊 住家半壊 住家一部損壊 船舶損壊 非住家損壊	2人 1棟 2棟 25棟 1隻 3棟
昭和54.9.3	集中豪雨	豪雨	住家半壊 住家一部損壊 床上浸水 床下浸水 冠水(田) 道路決壊 がけ崩れ	2棟 2棟 10棟 162棟 1ha 27カ所 2カ所
昭和56.10.22	台風24号	豪雨	床下浸水 道路決壊 がけ崩れ 河川損壊	5棟 3カ所 4カ所 1カ所
昭和61.8.5	台風10号	豪雨	住家一部損壊 床上浸水 床下浸水 冠水(田) がけ崩れ	1棟 27棟 76棟 200ha 2カ所
平成10.8.28	集中豪雨	豪雨	床下浸水(非住家) 冠水(田) 浸水(田) 擁壁崩壊 道路冠水 漂着ごみ	4棟 6ha 35.5ha 1カ所 3カ所 10,525t
平成11.10.27	集中豪雨	豪雨	床上浸水(住家) 床上浸水(非住家) 床下浸水(住家)	5棟 1棟 24棟
平成14.10.1	台風21号	台風	家屋半壊 一部破損 居住以外の建物 電気関係 屋外・工作物 道路障害物 倒木 漁船 崖崩れ	3棟 30棟 26棟 30棟 15件 17カ所 35カ所 17隻 1カ所
平成25.10.15	台風26号	台風	全壊(住家) 半壊(住家) 一部損壊(住家) 一部損壊(非住家) 床上浸水(非住家)	1棟 1棟 5棟 9棟 2棟
平成28.8.22	台風9号	台風	一部損壊(非住家) 電気関係 倒木	2棟 1,200棟 4か所

発生年月日	災害名	要因	被　　害	備　　考
令和元. 9. 9	台風15号	台風	一部損壊（住家） 1棟 一部損壊（非住家） 10棟 居住以外の建物 1ヵ所 電気関係 200棟 倒木 12ヵ所	最大風速35.7m/s
令和元. 10. 12	台風19号	台風	一部損壊（住家） 10棟 床上浸水 12棟 床下浸水 19棟 冠水（田） 9.2ha	135mm/日雨量

【総則 第1章 第3節 第4 風水害】

資料8 大洗町洪水ハザードマップ



【地震・津波 第2章 第1節 第3 防災組織等の活動体制の整備】

資料9 ボランティアの区分

区分	活動内容	養成・登録の有無	担当窓口	受入れ窓口
一般	炊き出し、食事の配布、水汲み、清掃、救援物資の仕分け・配布、情報の収集・提供、介助、手話等	養成有り 登録有り	県保健福祉部 市町村	県社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会
医療・防疫	医療活動（医師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士）、調剤業務、医薬品の仕分け・管理、消毒等の防疫指導（薬剤師）、健康管理・栄養指導（保健師、助産師、栄養士）歯科診療（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士）、メンタルケア（精神保健福祉士、臨床心理士）、医業類似行為業務の提供（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師）	養成無し 登録無し	県保健福祉部	県医師会 県歯科医師会 県薬剤師会 県看護協会 県助産師会 県臨床検査技師会 県診療放射線技師会 県理学療法士会 県作業療法士会 県栄養士会 県歯科技工士会 県精神保健福祉士会 県臨床心理士会 県鍼灸師会 県鍼灸マッサージ師会
語学	外国語通訳・翻訳	養成有り 登録有り	県県民生活環境部	県国際交流協会
アマチュア無線	非常通信	養成無し 登録無し	県防災・危機管理部	県防災・危機管理部

【地震・津波 第2章 第1節 第4 情報通信ネットワークの整備】

資料10 大洗町防災行政無線設備

種別	数量
固定局（親局）	1基
中継局	1基
遠隔制御装置	1基
非常電源	1基
地図表示盤	1基
屋外スピーカー（子局）	50基
戸別受信機	町内全世帯

【地震・津波 第2章 第3節 第1 緊急輸送への備え 第3章 第4節 第3 緊急輸送】

資料11 緊急輸送道路

路線名	起点側	終点側	備考
国道51号	鉾田市境から	水戸市境まで	第1次緊急輸送道路
主要地方道水戸鉾田佐原線	水戸市境から	国道51号（夏海IC入口交差点）まで	第1次緊急輸送道路
臨港道路 大洗港区第3ふ頭道路(B, C, D)	県道水戸鉾田佐原線(文化センター前交差点)から	茨城港大洗港区第3ふ頭まで	第1次緊急輸送道路
主要地方道路大洗友部線	国道51号(大洗サンビーチ入口交差点)から	鉾田市境まで	第2次緊急輸送道路
県道那珂湊大洗線	ひたちなか市境から	県道水戸鉾田佐原線(大洗鳥居下交差点)まで	第2次緊急輸送道路
町道6-07号線	県道水戸鉾田佐原線(大洗駅入口交差点)から	鹿島臨海鉄道(株)まで	第3次緊急輸送道路

【地震・津波 第2章 第3節 第1 緊急輸送への備え 第3章 第4節 第3 緊急輸送】

資料12 臨時ヘリポート（飛行場外離着陸場）

地 点 名	住 所	緯度・経度
大洗町立南中学校	大洗町大貫町1212-14	36.294789, 140.557555
大洗町総合運動公園陸上競技場	大洗町成田町1626	36.276317, 140.539248
大洗港第4埠頭	大洗町港中央40	36.3098, 140.573541
アクアワールド大洗水族館駐車場	大洗町磯浜町8252-3	36.334246, 140.593754
茨城県立大洗高等学校	大洗町大貫町2908	36.307755, 140.551198
大洗町防災ふれあい公園斎場駐車場	大洗町磯浜町5786	36.342784, 140.573392
大洗海滨公園広場	大洗町港中央	36.411889, 140.593304
大洗海滨公園下駐車場	大洗町港中央	36.295412, 140.558553

【地震・津波 第2章 第3節 第3 医療救護活動への備え】

資料13 茨城県災害拠点病院

区分	保健医療圏	医療機関名
基幹	全県	水戸赤十字病院
基幹		独立行政法人国立病院機構水戸医療センター
地域	水戸	茨城県立中央病院
地域		水戸済生会総合病院
地域	日立	(株)日立製作所日立総合病院
地域	常陸太田・ひたちなか	(株)日立製作所ひたちなか総合病院
地域	鹿行	医療法人社団善仁会小山記念病院
地域		神栖済生会病院
地域	土浦	総合病院土浦協同病院
地域	つくば	筑波メディカルセンター病院
地域		筑波大学附属病院
地域		筑波記念病院
地域	取手・龍ヶ崎	J Aとりで総合医療センター
地域		つくばセントラル病院
地域		牛久愛和総合病院
地域	筑西・下妻	茨城県西部メティカルセンター
地域	古河・坂東	古河赤十字病院
地域		茨城西南医療センター病院

【地震・津波 第2章 第3節 第3 医療救護活動への備え】

資料14 茨城県内のDMA T指定医療機関

医療機関名	所在地
水戸赤十字病院	水戸市
総合病院水戸協同病院	水戸市
水戸済生会総合病院	水戸市
茨城県立中央病院	笠間市
独立行政法人国立病院機構水戸医療センター	東茨城郡茨城町
(株)日立製作所ひたちなか総合病院	ひたちなか市
(株)日立製作所日立総合病院	日立市
医療法人社団善仁会小山記念病院	鹿嶋市
神栖済生会病院	神栖市
総合病院土浦協同病院	土浦市
筑波メティカルセンター病院	つくば市

筑波大学附属病院	つくば市
筑波記念病院	つくば市
J Aとりで総合医療センター	取手市
取手北相馬保健医療センター医師会病院	取手市
つくばセントラル病院	牛久市
牛久愛和総合病院	牛久市
茨城県西部メディカルセンター	筑西市
社会医療法人達生堂 城西病院	結城市
古河赤十字病院	古河市
茨城西南医療センター病院	境町

【地震・津波 第2章 第3節 第4 被災者支援のための備え】

【風水害 第2章 第3節 第3 避難施設の整備】

資料15 避難所、避難場所等の考え方

種類	役割
一時避難場所	広域避難場所に避難する前の中継地点で、避難者が一時的に集合して様子を見る場所または集団を形成する場所とし、集合した人々の安全がある程度確保されるスペースをもつ公園、緑地、学校のグラウンド、団地の広場等をいう。
広域避難場所	大規模火災や台風、竜巻等の災害により、当該及び周辺地区からの避難者の生命を保護するために必要な面積を有する公園、緑地等をいう。
避難路	広域避難場所等へ通じる道路または緑道であって、避難圏内の住民を当該広域避難場所等に迅速かつ安全に避難させるための道路等をいう。
避難所	台風あるいは火災により家屋の倒壊、焼失など現に被害を受けた者または現に被害を受けるおそれのある者を一時的に学校、公民館など既存建築物等に収容し保護するところをいう。
福祉避難所	高齢者、障害者等であって「避難所」での生活において特別な配慮を必要とする者を収容し保護するところをいう。
指定緊急避難場所	各避難所及び避難場所について、洪水、がけくずれ、土石流、高潮、地震、津波など異常な現象の種類ごとに安全性を検証し、施設を指定しておく。
指定避難所	災害発生時に、被災者の避難及び救援を円滑に実施するために、指定する避難所で、外部からの物資の受け入れ先や広域避難が必要な事態の受け入れ避難所

【地震・津波 第2章 第3節 第4 被災者支援のための備え】

【風水害 第2章 第3節 第3 避難施設の整備】

資料16 避難所等一覧

指定緊急避難場所

	施設名称	洪水災害時 使用可否	土砂災害時 使用可否
1	祝町幼稚園	○	○
2	大洗小学校	○	○
3	旧大貫小学校	○	○
4	旧夏海小学校	○	○
5	第一中学校	○	○
6	南小学校・南中学校	○	○
7	大洗高等学校	○	○
8	明神町児童公園	○	○
9	東光台児童公園	○	○
10	和銅児童公園	○	○
11	小松原児童公園	○	○
12	堀割児童公園		○
13	漁村広場	○	○
14	一丁目公園	○	○
15	桜道児童公園		○
16	大洗海浜公園		○
17	ビンチウ児童公園		○
18	岩崎児童公園		○
19	矢ノ下児童公園		○
20	磯道児童公園	○	○
21	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 大洗研究所 大貫寮駐車場	○	○
22	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 大洗研究所 山場平住宅駐車場	○	○
23	大洗キャンプ場	○	○
24	大洗町中央公民館		○
25	大洗文化センター		○
26	大洗町健康福祉センター		○
27	大洗ゴルフ俱楽部	○	○
28	太平洋クラブ大洗シャーウッドコース	○	○
29	大洗町総合運動公園	○	○
30	大洗駅前広場	○	○

31	大洗町防災ふれあい公園	○	○
32	大洗町地域コミュニティ防災センター	○	○

指定避難所

	施設名称	洪水災害時 使用可否	土砂災害時 使用可否
1	大洗町総合運動公園		○
2	大洗町中央公民館	×	○
3	大洗文化センター	×	○
4	第一保育所	○	○
5	祝町幼稚園	○	○
6	大洗小学校	○	○
7	旧大貫小学校	○	○
8	旧夏海小学校	○	○
9	第一中学校	○	○
10	南小学校・南中学校	○	○
11	大洗高等学校	○	○
12	大洗町健康福祉センター	×	○
13	亀の井ホテル	×	○
14	大洗鷗松亭	○	○

避難所

	施設名称	洪水災害時 使用可否	土砂災害時 使用可否
1	祝町集会所	○	○
2	松ヶ丘町営住宅集会所	○	○
3	東光台集会所	○	○
4	明神町集会所	○	○
5	寿集会所	○	○
6	東集会所	○	○
7	堀割集会所	×	○
8	五反田集会所	×	○
9	桜道集会所	×	○
10	永町会館	○	○
11	新町会館	○	○
12	大貫集会所	×	○
13	前原町営住宅集会所	○	○
14	寺釜堀川集会所	×	○

15	角一集会所	○	○
16	船渡集会所	×	○
17	道下集会所	×	○
18	浜欠集会所	○	○
19	荒谷集会所	○	○
20	上宿集会所	○	○
21	下宿集会所	○	○
22	中宿集会所	○	○
23	神山集落センター	×	○
24	古宿集落センター	○	○
25	松川集落センター	○	○
26	矢場集落センター	○	○
27	大洗町農業会館	○	○

津波避難ビル等

	施設名称
1	大洗サンビーチ津波避難施設

【地震・津波 第3章 第1節 第1 職員参集・動員】

資料17 職員の動員区分

体制区分	配備基準	配備人員	災害対策本部等の設置
第1警戒体制	町内で「震度3」を記録	生活環境課防災担当職員	
第2警戒体制	町内で「震度4」を記録 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表	生活環境課防災担当職員	
	町内で「大雨・洪水・高潮・暴風警報」が発表	生活環境課防災担当職員、災害対策機動班、災害対策本部部長	
災害対策連絡会議	第2警戒体制の状況で災害対策連絡会議を開催する必要があるとき。	生活環境課防災担当職員、道路管理担当職員	
第1緊急体制	「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表	災害対策連絡会議構成員	災害対策連絡会議を開催
第1次動員	茨城県に「津波注意報」が発表	災害対策本部長、災害対策副本部長、災害対策本部部長、第1次動員、消防本部（署）全職員	災害対策本部設置

第2緊急体制 第2次動員	町内で「震度5」を記録 「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」が発表されたとき。 茨城県に「津波警報」が発表	災害対策本部長、災害対策副本部長、災害対策本部部長、第1次動員、第2次動員、消防本部(署)全職員、消防団員全員	災害対策本部設置
非常体制 第3次動員	町内で「震度6以上」を記録 茨城県に「大津波警報」が発表	災害対策本部長、災害対策副本部長、災害対策本部全職員、消防本部(署)全職員、消防団員全員	災害対策本部設置

【地震・津波 第3章 第1節 第1 職員参集・動員】

資料18 動員体制の決定者

動員の区分	決定者	代決者	
		1	2
第1・第2警戒体制	生活環境課長	総務課長	秘書広報課長
災害対策連絡会議	町長	副町長	教育長
第1緊急体制（第1次動員） 第2緊急体制（第2次動員）	町長	副町長	教育長
非常体制（第3次動員）	町長	副町長	教育長

【地震・津波 第3章 第1節 第2 災害対策本部】

資料19 災害対策本部等の設置決定者

	決定者	代決者	
		1	2
災害警戒体制	生活環境課長	総務課長	秘書広報課長
災害対策連絡会議	生活環境課長	総務課長	秘書広報課長
災害対策本部	町長	副町長	教育長

【地震・津波 第3章 第1節 第2 災害対策本部】

資料20 災害対策本部組織

本部長 町長			
副本部長 副町長・教育長・消防長・消防団長			
本部付 消防副団長			
本部員	総括部長	指揮班	生活環境課
		生活環境班	生活環境課
	広報企画部長	秘書広報班	秘書広報課・議会事務局
		企画班	まちづくり推進課
	総務部長	管財班	総務課・会計課
		調査・輸送班	税務課
		産業対策班	商工観光課
	応急対策部長	土木班	都市建設課
		建築班	都市建設課
		農林水産班	農林水産課
	上下水道部長	水道班	上下水道課
		下水道班	上下水道課
	救援対策部長	福祉班	福祉課・こども課・第一保育所
		医療班	健康増進課
		住民班	住民課
	教育部長	教育班	学校教育課・生涯学習課
	消防部長	消防班	消防本部・消防署・消防団

【地震・津波 第3章 第1節 第2 災害対策本部】

資料21 災害対策本部の事務分掌

部名	部長	班名	班員	事務分掌
広報企画部	秘書広報課長	秘書広報班	秘書広報課 議会事務局	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること 2 災害視察者、見舞い者の応接及び義援金品の受付に関すること 3 災害情報等の広報（発表）に関すること 4 報道機関の対応及び報道機関との連絡調整に関すること 5 特別警報、避難指示及び解除等の広報に関すること 6 り災地の写真撮影に関すること 7 町議会との連絡に関すること 8 災害時の住民からの相談等の総合窓口に関すること
		企画班	まちづくり 推進課	1 部内事務の取りまとめ及び連絡に関すること 2 災害に係る国、県、その他関係機関との連絡調整に関すること 3 被害状況の記録に関すること 4 本部及び各防災機関で実施した活動内容の記録に関すること 5 復興総合計画に関すること 6 要望陳情に関すること
総括部	生活環境課長	指揮班	生活環境課	1 本部の設置、総括に関すること 2 本部長の指揮命令の伝達に関すること 3 各部との連絡調整に関すること 4 部内事務の取りまとめ及び連絡に関すること 5 災害に係る国、県への報告書等の作成に関すること 6 各班からの被害状況の取りまとめ及び報告に関すること 7 防災会議の招集通知及び総括に関すること 8 防災関係機関等への各種災害情報、気象情報等の収集伝達に関すること 9 防災行政無線に関すること 10 関係市町村及び防災関係機関への応援要請または職員派遣のあっせんに関すること 11 自衛隊の災害派遣・要請に関すること 12 災害救助法の適用に関すること 13 地域住民からの災害情報等の收受に関すること 14 その他、他の部班に属しないこと
		生活環境班	生活環境課 職員	1 災害による汚染水の流出防止等公害発生の防止及び環境保全に関すること 2 り災地及び避難所のし尿処理に関すること 3 仮設トイレの設置及び清掃に関すること 4 り災地の清掃に関すること 5 ごみの収集、運搬及び処理に関すること 6 死体の埋火葬に関すること 7 災害時の交通安全対策に関すること 8 住民の保安対策に関すること 9 地域住民からの災害情報等の收受に関すること 10 愛玩動物の保護対策に関すること

部名	部長	班名	班員	事務分掌
総務部	総務課長	管財班	総務課	1 部内事務の取りまとめ及び連絡に関すること 2 職員の招集、出動及び解散に関すること 3 勤員職員の出動状況の記録に関すること 4 職員へ災害情報の伝達に関すること 5 本部職員及び救援活動協力者への食糧等の給付に関すること 6 自衛隊の受入れ窓口に関すること 7 関係市町村及び防災関係機関の受入れ窓口に関すること 8 その他本部職員に関すること 9 町内会長との連絡に関すること 10 り災失業者の相談に関すること 11 災害従事者の公務災害補償に関すること 12 町有財産の被害状況調査に関すること 13 町有車両の配車及び運行計画に関すること 14 救援物資の調達に関すること 15 緊急輸送用車両の調達、配車、運行計画に関すること 16 本部職員への災害用装備品等の貸与及び回収に関すること 17 災害に関する出納に関すること 18 庁舎内の電力及び電話通信の管理及び確保に関すること 19 緊急車両の標章及び証明書等の手続きに関すること
			会計課	1 り災世帯の被害状況調査に関すること 2 り災者台帳の作成に関すること 3 救援物資等の緊急輸送に関すること 4 救援物資の輸送記録及び輸送車両の管理に関すること 5 避難者の輸送に関すること 6 避難者の輸送記録及び輸送車両の管理に関すること 7 り災証明、その他証明書の発行に関すること 8 り災相談所の開設に関すること 9 税の減免措置に関すること
		産業対策班	商工観光課	1 商工業者の被害状況調査に関すること 2 観光施設の災害対策及び被害状況調査に関すること 3 被災商工業者の援護対策に関すること 4 観光協会との連絡に関すること 5 観光施設との連絡に関すること 6 災害時の燃料確保に関すること
応急対策部	都市建設課長	土木班	都市建設課	1 部内事務の取りまとめ及び連絡に関すること 2 関係機関への通報、調整及び救援、協力の要請に関すること 3 応急作業の資材、車両、用具の確保及び配置に関すること 4 道路、橋りょう、河川、海岸、漁港等の応急対策に関すること 5 地すべり、がけくずれ等の応急対策に関すること 6 河川等の排水作業及び流木、土砂等の除去作業に関すること 7 災害時の交通規制に関すること 8 災害対策に関する予算費用に関すること 9 灌水、浸水対策に関すること 10 通行不能箇所の表示に関すること 11 被災の記録及び被害調査に関すること 12 その他災害の復旧に関すること

部名	部長	班名	班員	事務分掌
		建築班	都市建設課	1 被災住宅の応急措置に関すること 2 応急仮設住宅の設営に関すること 3 町営住宅の被害状況調査及び応急対策に関すること 4 避難所の設営に関すること 5 震災建築物応急危険度判定に関すること 6 被災宅地危険度判定に関すること 7 その他災害の復旧作業に関すること
		農林水産班	農林水産課	1 農地、農作物、家畜等の被害状況調査及び応急対策に関すること 2 漁港及び水産施設の被害状況調査及び応急対策に関すること 3 被災農業・漁業者の援護対策に関すること 4 家畜の応急救護及び防疫に関すること 5 水難救護に関すること 6 漁船の避難対策に関すること 7 漁業協同組合及び農業協同組合との連絡調整に関すること 8 その他災害の復旧作業に関すること
上下水道部	上下水道課長	水道班	上下水道課	1 部内事務の取りまとめ及び連絡に関すること 2 関係機関への通報、調整及び救援、協力の要請に関すること 3 応急作業の資材、車両、用具の確保及び配置に関すること 4 被災の記録及び経費に関すること 5 水道施設等の被害調査に関すること 6 水道に係る広報活動及び活動資料の作成に関すること 7 広報車の運行計画に関すること 8 応急給水に関すること 9 応急修理及び復旧作業に関すること 10 被害の調査に関すること
		下水道班	上下水道課	1 下水道に係る広報活動に関すること 2 関係機関への連絡・調整及び救援、協力の要請に関すること 3 マンホールトイレの設置、管理及び清掃に関すること 4 応急作業の資材、車両、用具の確保及び配置に関すること 5 被害の記録及び経費に関すること 6 下水道施設の被害調査に関すること 7 応急修理及び復旧作業に関すること 8 被害の調査に関すること
救援対策部	福祉課長	福祉班	福祉課 こども課 (第一保育所を含む)	1 部内事務の取りまとめ及び連絡に関すること 2 避難行動要支援者の避難に関すること 3 福祉避難所の設置及び管理運営に関すること 4 日本赤十字社の救援事務に関すること 5 遺体の収容、安置の手続きに関すること 6 遺体の記録に関すること 7 その他死体の処理に関すること 8 被災者の救援活動に関すること 9 応急仮設住宅入居の選定に関すること 10 り災者の救護に関すること 11 り災児の応急保育に関すること 12 保育施設の災害対策及び被害応急対策に関すること 13 防災ボランティアの支援に関すること 14 災害支援制度に関すること

部名	部長	班名	班員	事務分掌
		医療班	健康増進課	1 救護所の設置及び管理運営に関すること 2 医療品及び医療機器の確保及び配布に関すること 3 保健所及び医療機関への応援要請に関すること 4 り災の消毒に関すること 5 防疫薬剤の調達に関すること 6 避難所での健康診断、衛生教育及びカウンセリングに関すること
		住民班	住民課	1 避難所の設置及び管理運営に関すること 2 り災者の収容に関すること 3 被災者の安否確認に関すること 4 応急救援被服、食糧、寝具等生活必需物資の配給に関すること 5 救援物資の配給に関すること 6 炊き出しに関すること 7 住民相談所の開設及び相談に関すること 8 避難者名簿の作成に関すること 9 外国籍被災者への対応に関すること 10 外国籍住民相談窓口に関すること 11 行方不明者及び迷子の相談に関すること
教育部	学校教育次長	教育班	学校教育課 生涯学習課	1 部内事務の取りまとめ及び連絡に関すること 2 教育施設の被害状況調査及び応急対策に関すること 3 文化財の被害状況調査及び応急対策に関すること 4 関係機関及び学校との連絡に関すること 5 児童、生徒の避難誘導及び安全対策に関すること 6 教職員への応援要請に関すること 7 被災児童生徒への教科書、学用品等の支給に関すること 8 災害時の応急教育に関すること
消防部	消防次長	消防班	消防本部 消防署 消防団	1 部内事務の取りまとめ及び連絡に関すること 2 消防、救急、救助活動に関すること 3 防災関係機関との連絡調整に関すること 4 水防活動に関すること 5 応急対策活動に関すること 6 消防職員、消防団員の非常招集及び配備に関すること 7 消防機関の応援に関すること 8 茨城県広域消防相互応援協定に基づく受入れ窓口に関すること 9 広報及び避難誘導に関すること 10 気象情報、災害情報の収集に関すること 11 警戒巡視に関すること 12 機械器具及び資機材の調達に関すること 13 本部との連絡調整に関すること 14 被害の調査に関すること 15 行方不明者の捜索活動に関すること 16 応援消防隊の受入れ窓口に関すること 17 ヘリポート基地の設営に関すること 18 ヘリコプターの離発着誘導及び安全確保に関すること

地震・津波【第3章第2節 第2 津波警報等の伝達】

資料22 津波警報・注意報の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と 取るべき行動
		数値での発表 津波の高さ予想の区分	巨大地震 の場合の 発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 10m<予想高さ	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m 5m<予想高さ≤10m		
		5m 3m<予想高さ≤5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超えて、3m以下の場合	3m 1m<予想高さ≤3m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m 0.2m≤予想高さ≤1m	表記しない	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。
津波警報・注意報と避難のポイント				
<ul style="list-style-type: none"> 震源が陸地に近いと津波警報・注意報が津波の襲来に間に合わないことがあります。強い揺れや弱くとも長い揺れを感じたときは、すぐに避難を開始しましょう。 津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うおそれがあります。直ちにできる限りの避難をしましょう。 津波は沿岸の地形等の影響により、局所的に予想より高くなる場合があります。ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう。 津波は長い時間くり返し襲ってきます。津波警報・注意報が解除されるまでは、避難を続けましょう。 				

【地震・津波 第3章 第2節 第2 津波警報等の伝達】

資料23 津波予報

発表される場合	内容
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表します。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表します。

【地震・津波 第3章 第2節 第2 津波警報等の伝達】

資料24 津波情報の種類

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報（※1）	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報（※2）	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

（※1）津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報を発表中	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報を発表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を発表中	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（※2）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表します。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値※（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表します。

最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しません。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。

沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
大津波警報を発表中	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報を発表中	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報を発表中	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しません。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言

葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。

【地震・津波 第3章 第2節 第3 災害情報の収集・伝達・報告】

資料25 地震情報の種類と内容

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	震度3以上	地震発生後1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	震度3以上（大津波警報、津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」、または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配なし」の旨を付加
震源・震度に関する情報	以下の何れかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表

【地震・津波 第3章 第2節 第3 災害情報の収集・伝達・報告】

資料26 県の報告先

防災・危機管理課	電話 029-301-2885 FAX 029-301-2898
----------	-------------------------------------

総務省消防庁の連絡先

消防庁連絡先		N T T電話	地域衛星通信ネットワーク
勤務時間内	応急対策室	03-5253-7527 FAX 03-5253-7537	TN 048-500-90-49013 FAX TN 048-500-90-49033
休日 夜間	宿直室	03-5253-7777 FAX 03-5253-7553	TN 048-500-90-49102 FAX TN 048-500-90-49036

【地震・津波 第3章 第3節 第1 自衛隊派遣要請・受入態勢の確保】

資料27 自衛隊連絡先

部隊等の長 (所在地)		連絡責任者		電話番号
		課業時間内	課業時間外	
陸上自衛隊	東部方面総監部 (東京都練馬区大泉学園町)	防衛部長 (防衛課長)	総監当直室	048(460)1711 内線時間中 2250、2251 時間外 2402
	第1師団長 (東京都練馬区北町4-1-1)	第3部長 (防衛班長)	防衛班長	03(3933)1161 時間中 2750、2753 時間外 2708、2709
	施設学校長 (勝田駐屯地司令) (ひたちなか市勝倉3433)	警備課長 (防衛班長)	駐屯地当直司令	029(274)3211 内線時間中 233、235 時間外 302
	武器学校長 (土浦駐屯地司令) (稲敷郡阿見町青宿121-1)	総務課長 (警備訓練班長)	駐屯地当直司令	029(887)1171 内線時間中 226 時間外 300、302
	第1施設団長 (古河駐屯地司令) (古河市上辺見1195)	第3科長	防衛班長	0280(32)4141 内線時間中 231、232 時間外 300
	関東補給処長 (霞ヶ浦駐屯地司令) (土浦市右糸町2410)	警備課長	駐屯地当直司令	029(842)1211 内線時間中 2410、2419 時間外 2302
航空自衛隊	第7航空団司令 (百里基地司令) (小美玉市百里170)	防衛部長 (防衛班長)	基地当直幹部	0299(52)1331 内線時間中 2231 時間外 2215
海上自衛隊	要請先 横須賀地方総監 (神奈川県横須賀市西逸見町1丁目無番地)	第3幕僚室長	オペレーション室当直幕僚	046(822)3500 内線時間中 2213 課業外直通 046(822)3508
	派遣先 下総教育航空群司令 (千葉県柏市藤ヶ谷1614)	運用幕僚	群当直	04(7191)2321 内線時間中 213 時間外 220

【地震・津波 第3章 第3節 第1 自衛隊派遣要請・受入態勢の確保】

資料28 **自衛隊の活動範囲**

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路または水路の啓開	道路若しくは水路が損壊した場合は、それらの啓開または除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸与または譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」（S. 33. 総理府令第1号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けまたは譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広報活動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

【地震・津波 第3章 第3節 第2 応援要請・受入態勢の確保と応急措置の代行】

資料29 **茨城県消防広域応援隊の要請先**

平日：県消防安全課	N T T 029-301-2896 FAX 029-301-2887 衛星電話 008-100-2896 FAX 008-100-2887
休日・夜間：防災・危機管理課	N T T 029-301-2885 FAX 029-301-2898 衛星電話 008-100-2885 FAX 008-100-2898

【地震・津波 第3章 第4節 第3 緊急輸送】

資料30 緊急交通路指定予定路線

	地区別	路線名
1	県央地区	常磐道（国道6号）、北関東道（国道50号、国道51号）、東関道
2	鹿行地区	東関道、国道51号、国道124号、国道355号

注) (国道6号、50号及び51号)は、常磐道及び北関東道が使用不能の場合に緊急交通路として指定する場合である。

【地震・津波 第3章 第5節 第5 生活救援物資の供給】

資料31 給水拠点・浄配水場

名称	所在地	電話	給水能力
夏海浄水場	成田町1332	029-267-2029	2,500m ³
大貫浄水場	大貫町2963		200m ³
中央配水場	大貫町2838	029-267-0166	3,500m ³

【地震・津波 第3章 第5節 第5 生活救援物資の供給】

資料32 応急給水の目標設定例

地震発生からの日数	目標水量	町民の水の運搬距離	主な給水方法
地震発生～3日まで	3ℓ／人・日	概ね 1km以内	耐震貯水槽、タンク車
10日	20ℓ／人・日	概ね 250m以内	配水幹線付近の仮設給水栓
21日	100ℓ／人・日	概ね 100m以内	配水支線上の仮設給水栓
28日	被災前給水量 (約250ℓ／人・日)	概ね 10m以内	仮配管からの各戸給水共用栓

注:医療施設、避難所、災害対策本部拠点等の重要施設への給水は、地震発生直後から確保する。

【地震・津波 第3章 第6節 災害救助法の適用】

資料33 令別表第1

市町村の人口	住家滅失世帯数
5,000人未満	30世帯
5,000人以上	40 " "
15,000 "	50 " (大洗町)
30,000 "	60 "
50,000 "	80 "
100,000 "	100 "
300,000 "	150 "

【地震・津波 第3章 第6節 災害救助法の適用】

資料34 令別表第2

都道府県の区域内の人口	住家滅失世帯数
1,000,000人未満	1,000世帯
1,000,000人以上	2,000,000 ヶ
2,000,000 ヶ	3,000,000 ヶ
3,000,000 ヶ	2,500 ヶ (茨城県)

令別表第3

市町村の人口	住家滅失世帯数
5,000人未満	15世帯
5,000人以上	15,000 ヶ
15,000 ヶ	30,000 ヶ
30,000 ヶ	50,000 ヶ
50,000 ヶ	100,000 ヶ
100,000 ヶ	300,000 ヶ
300,000 ヶ	75 ヶ

【地震・津波 第3章 第6節 災害救助法の適用】

資料35 令別表第4

都道府県の区域内の人口	住家滅失世帯数
1,000,000人未満	5,000世帯
1,000,000人以上	2,000,000 ヶ
2,000,000 ヶ	3,000,000 ヶ
3,000,000 ヶ	12,000 ヶ (茨城県)

【地震・津波 第3章 第7節 第4 ライフライン施設の応急復旧】

資料36 設備別復旧順位

設備名	復旧順位
送電設備	(1) 全回線送電不能の主要線路 (2) 全回線送電不能のその他の線路 (3) 一部回線送電不能の重要線路 (4) 一部回線送電不能のその他の線路
変電設備	(1) 主要幹線の復旧に関する送電用変電所 (2) 都心部に送配電する送電系統の中間変電所 (3) 重要施設に配電する配電用変電所 (この場合重要施設とは、配電設備に記載されている施設をいう。)
配電設備	(1) 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要設備への供給回線 (2) その他の回線
通信設備	(1) 給電指令回線 (制御・監視及び保護回線) (2) 災害復旧に使用する保安回線 (3) その他保安回線

【地震・津波 第3章 第7節 第4 ライフライン施設の応急復旧】

資料37 電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等、大規模災害時における復旧順位と応急復旧の目標

電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等

順位	復旧回線
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国または地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

大規模災害時における復旧順位と応急復旧の目標

復旧順位	応急復旧の目標	
第一段階	電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等に示す復旧第一順位及び第二順位機関が利用する、復旧優先サービスの復旧の他、避難場所への災害時用公衆電話（特設公衆電話）の取付け及び街頭公衆電話の復旧を行う。	災害救助機関等、重要通信を扱う機関の業務継続及び災害等応急復旧に最低限必要となるサービスについては24時間以内、その他サービス及び重要加入者については3日以内を目標とする。
第二段階	第一段階の復旧を拡大するとともに、住民の復旧状況等に合わせて一般加入電話等の復旧も逐次行う。	第一段階に引き続き、出来るだけ迅速に行う。長くても10日以内※を目標とする。

※激甚な災害等発生時は被災状況により最大約1ヶ月程度を要する場合（阪神・淡路大震災の場合で、約2週間、東日本大震災の場合で約1ヶ月）も想定されるが、応急復旧期間の短縮に最大限努めるものとする。

【地震・津波 第3章 第7節 第5 清掃・防疫・障害物の除去】

資料38 医療班(防疫)

1日可能班数	1日処理能力	活動内容
10班	10,000戸	(1) 公共の場所の消毒 (2) 地区(個人)に対する薬剤配布

【地震・津波 第3章 第7節 第5 清掃・防疫・障害物の除去】

資料39 消毒の実施基準

浸水程度	クレゾール (家庭配布用、室内)	消石灰 (家庭配布用、便所等)	8%次亜塩素酸ソーダ (家庭配布用)
床下	1戸当たり 100グラム	1戸当たり 6キログラム	
床上	1戸当たり 200グラム	1戸当たり 6キログラム	1戸当たり 200グラム

【地震・津波 第4章 第3節 激甚災害の指定】

資料40 激甚災害基準

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
激甚災害法第3条 (公共土木施設災 害復旧事業等に關 する特別の財政援 助)	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準)</p> <p>事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入 総額 × 100分の 0.5</p> <p>(B基準)</p> <p>事業費査定見込額 > 全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入 総額 × 100分の 0.2</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの</p> <p>(1) 都道府県負担事業の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年度 の標準税収入総額 × 100分 の 25</p> <p>(2) 一の都道府県内の市町村負担 > 当該都道府県内全市町村の当該年 度の標準税収入総額 × 100分の 5</p>
激甚災害法第5条 (農地等の災害復 旧事業等に關する 補助の特別措置)	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準)</p> <p>事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の 0.5</p> <p>(B基準)</p> <p>事業費査定見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 100分の 0.15</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの</p> <p>(1) 一の都道府県内の事業費査定見込額 > 当該都道府県の当該年度の 農業所得推定額 × 100分の 4</p>

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
	(2) 一の都道府県内の事業費査定見込額>10億円
激甚災害法第6条 (農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)	<p>(1) 激甚災害法第5条の措置が適用される激甚災害 または</p> <p>(2) 農業被害見込額>全国農業所得推定額×1.5%で第8条の措置が適用される場合。 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。</p> <p>(3) 漁船等の被害見込額>全国漁業所得推定額×0.5% または</p> <p>(4) 漁業被害見込額>全国漁業所得推定額×1.5%で第8条の措置が適用される場合。 ただし、(3) (4) とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が5千万円以下の場合を除く。</p>
激甚災害法第8条 (天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例)	<p>次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮</p> <p>(A基準) 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5</p> <p>(B基準) 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15 かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数>当該都道府県内の農業を主業とする者の数×100分の3</p>
激甚災害法第11条の2(森林災害復旧事業に対する補助)	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(A基準) 林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ。)>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分の5</p> <p>(B基準) 林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額×100分の1.5 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p>

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
	<p>(1) 一の都道府県内の林業被害見込額>当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の60</p> <p>(2) 一の都道府県内の林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の1</p>
激甚災害法第12条、 13条（中小企業信用 保険法による災害 関係保証の特例等）	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準)</p> <p>中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額（第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率。以下同じ。）×100分の0.2</p> <p>(B基準)</p> <p>中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推定額×100分の0.06</p> <p>かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの</p> <p>(1) 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額>当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×100分の2</p> <p>(2) 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額>1,400億円</p> <p>ただし、火災の場合または激甚災害法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。</p>
激甚災害法第16条 (公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助)、第17条(私立学校施設災害復旧事業の補助)、第19条(市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例)	激甚災害法第2章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害または当該事業量が軽微であると認められる場合は除外。
激甚災害法第22条 (り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例)	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準)</p> <p>滅失住宅戸数>被災地全域で4,000戸以上</p> <p>(B基準)</p> <p>次の1、2のいずれかに該当する被害</p> <p>ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。</p> <p>1 滅失住宅戸数>被災地全域で2,000戸以上</p> <p>かつ、次のいずれかに該当するもの</p>

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
	<p>(1) 一市町村の区域内で200戸以上</p> <p>(2) 一市町村の区域内の住宅戸数の10%以上</p> <p>2 滅失住宅戸数>被災地全戸で1,200戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 一市町村の区域内で400戸以上</p> <p>(2) 一市町村の区域内の住宅戸数の20%以上</p>
激甚災害法第24条 (小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等)	<p>1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚災害法第2章の措置が適用される災害</p> <p>2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚災害法第5条の措置が適用される災害</p>
上記以外の措置	災害発生の都度、被害の実情に応じ個別に考慮

【風水害 第2章 第13節 要配慮者支援計画】

資料4-1 洪水浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧

	施設の名称	施設の種別	施設所在地	洪水浸水想定区域内	土砂災害警戒区域内
1	大洗海岸病院	病院	大洗町大貫町915		○
2	加部東歯科医院	歯科診療所	大洗町大貫町64-128	○	
3	ワークスしおかぜ	地域活動支援センター	大洗町港中央23	○	
4	こどもサークル大洗	障害児通所施設	大洗町港中央11-2 大洗シーサイドステーション内	○	
5	ここいち大洗	サービス付き高齢者向け住宅	大洗町大貫町64-46	○	
6	おおあらい学童	放課後学童クラブ	大洗町磯浜町5316-1		○
7	大洗町立大洗小学校	公立学校	大洗町磯浜町5316-1		○
8	大洗町立第一中学校	公立学校	大洗町磯浜町5247		○
9	グループホーム大洗	認知症対応型共同生活介護	大洗町大貫町2922-1	○	
10	大洗町社会福祉協議会	通所介護	大洗町港中央26-1 健康福祉センターゆくら館	○	
11	デイサービスここいち大洗	地域密着型通所介護	大洗町大貫町64-46	○	

【風水害 第3章 第3節 第1 特別警報・警報・注意報】

資料 4 2 警報・注意報基準値一覧表

令和 4 年 5 月 26 日現在
発表官署 水戸地方気象台

大洗町	府県予報区	茨城県				
	一次細分区域	北部				
	市町村等をまとめた地域	県央地域				
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指數基準 土壤雨量指數基準	19 139			
	洪水	流域雨量指數基準	涸沼川流域=32.7			
		複合基準 ^{*1}	—			
	暴風	指定河川洪水予報 による基準	那珂川〔水府橋〕			
		平均風速	陸上 海上	20m/s 25m/s		
	暴風雪	平均風速	陸上 海上	20m/s 雪を伴う 25m/s 雪を伴う		
		降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm			
	波浪	有義波高	6.0m			
	高潮	潮位	1.2m (暫定基準)			
注意報	大雨	表面雨量指數基準 土壤雨量指數基準	9 95			
		流域雨量指數基準	涸沼川流域=26.1			
	洪水	複合基準 ^{*1}	涸沼川流域= (6, 20.9)			
		指定河川洪水予報 による基準	那珂川〔水府橋〕			
		平均風速	陸上 海上	12m/s 15m/s		
	強風	平均風速	陸上 海上	12m/s 雪を伴う 15m/s 雪を伴う		
		降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5cm			
	波浪	有義波高	2.5m			
	高潮	潮位	0.7m (暫定基準)			
	雷	落雷等により被害が予想される場合				
	融雪					
	濃霧	視程	陸上	100m		
			海上	500m		
	乾燥	最小湿度 40%で、実効湿度 60% ^{*2}				
	なだれ					
	低温	夏期：最低気温 15°C以下が 2 日以上継続 冬期：最低気温 -7°C以下				
		早霜・晩霜期に最低気温 3°C以下				
	霜					
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合				
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm			

*1 (表面雨量指數、流域雨量指數) の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 濡度は水戸地方気象台の値。

「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」に伴い、高潮警報・注意報について通常より引き下げた暫定基準を適用しています。

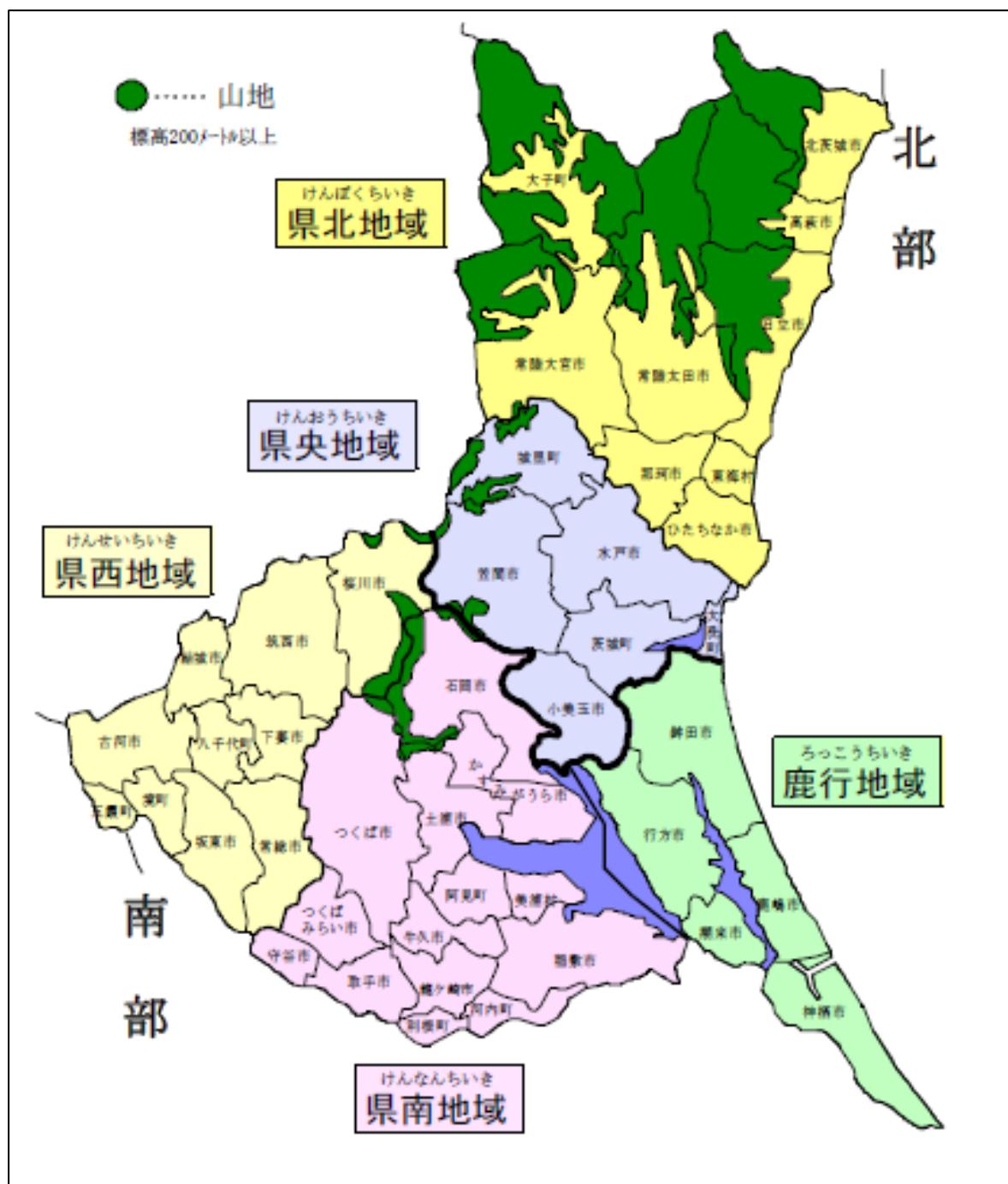
※2012/11/27 大雨警報・注意報の土壤雨量指數基準について、暫定基準を廃止

2013/5/30 大雨、洪水警報・注意報の雨量基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指數基準について、暫定基準を廃止

2019/12/18 洪水警報・注意報の流域雨量指數基準について、暫定基準を廃止

【風水害 第3章 第3節 第1 特別警報・警報・注意報】

資料4-3 茨城県の細分区域



【風水害 第3章 第3節 第2 洪水予報河川の洪水予報】

資料4 4 警戒レベル一覧表

避難情報等	居住者がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市町村長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害発生または切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ <p>・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</p> <p>ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>
【警戒レベル4】 避難指示 (市町村長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 <p>・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</p>
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市町村長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 <p>・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</p> <p>※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害がある人等、及びその人の避難を支援する者</p> <p>・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に非難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的避難することが望ましい。</p>
【警戒レベル2】 大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 <p>・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。</p>
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> ●発表される状況：今後気象状況の悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める。 <p>・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。</p>

【風水害 第3章 第3節 第2 洪水予報河川の洪水予報】

資料4.5 水防警報の種類、内容及び発表基準

種類	内 容	発表基準	職員の対応
待機	1. 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2. 水防機関の出動が長引くような場合に出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等河川状況により特に必要を認めるとき。	災害対策連絡会議構成員及び事務局
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量、その他の河川状況により、警戒水位を超える恐れがあるとき。	第1次動員 (警戒体制)
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、警戒水位を超える恐れがあるとき。	第2次動員 (緊急体制)
指示及び情報	水位、滯水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、崩壊、亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報等により、又は既に警戒水位を越え災害の起こる恐れがあるとき。	第3次動員 (非常体制)
解除	水防活動を必要とする出水状況が解除した旨及び当該基準水位観測名による一連の水防警報を解除する旨通報するもの。	警戒水位以下に下降したとき、又は警戒水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。	災害対策連絡会議構成員及び事務局

【風水害 第3章 第3節 第2 洪水予報河川の洪水予報】

資料4 6 基準水位観測所及び水防警報区

水系名	河川名	観測所名	基準水位観測所							水防警報区	
			水防団待機水位	はん濫注意水位(警戒水位)	避難判断水位(特別警戒水位)	はん濫危険水位(危険水位)	計画高水位	位置	所在地	左岸	右岸
那珂川	那珂川	小口	4.00	5.00	5.00	5.50	9.67	左岸河口から82.0km	栃木県那須郡那那珂川町小口	自 栃木県大田原市佐良土字野島 2835番地1 地先 至 海	自 栃木県大田原市亀久字大平 419番地4 地先 至 海
		野口	2.50	3.50	4.10	4.50	7.56	左岸河口から38.3km	茨城県常陸大宮市野口		
		水府橋	3.00	4.00	5.40	5.80	8.36	右岸河口から12.4km	茨城県水戸市根本		
涸沼川	水府橋	水府橋	3.00	4.00	5.40	5.80	8.36	右岸河口から12.4km	茨城県水戸市根本	自 茨城県東茨城郡茨城町大字下石崎字海東 2995番地2 地先 至 幹川合流点	自 茨城県東茨城郡大洗町神山町字神山5233番地先 至 幹川合流点

【風水害 第3章 第4節 被災情報の収集・伝達計画】

資料4 7 消防庁連絡先

担当課	事務分掌	連絡先
防災課	震災、風水害、火山災害、雪害及び林野火災に係る防災対策の企画立案、地方公共団体に対する助言等に関すること	Tel 03-5253-7525 Fax 03-5253-7535
応急対策室	震災、風水害、火山災害、雪害及び林野火災に係る応急対策の実施に関すること	Tel 03-5253-7527 Fax 03-5253-7537
特殊災害室	石油コンビナート災害、原子力災害、船舶災害、航空災害等に係る対策の実施に関すること	Tel 03-5253-7528 Fax 03-5253-7538
救急企画課	救命救助に関すること、消防・防災ヘリコプターによる消防活動の推進に関すること等	Tel 03-5253-7529 Fax 03-5253-7539
宿直室	夜間・休日の場合の対応	Tel 03-5253-7777 Fax 03-5253-7553

【風水害 第4章 1海上災害対策計画 第2節 第2 活動体制の確立】

資料 4 8 体制区分 基準配備人員（海上事故）

体制区分	基準	配備人員	災害対策本部等の設置
警戒体制 (事前配備)	海上事故により、多数の遭難者が発生するおそれのある場合、流出油等により厳重な警戒体制をとる必要が生じた場合、または、その他の状況により生活環境課長が必要と認めた場合	あらかじめ定める防災関係職員	災害警戒体制を設置する
非常体制	海上事故により、多数の遭難者が発生したとき、流出油等が沿岸に漂着するおそれがあるなど相当な被害が予想される場合、またはその他の状況により町長が必要と認めた場合	海上災害応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置する

【風水害 第4章 2航空災害対策計画 第2節 第1 発災直後の情報の収集・連絡】

資料 4 9 自衛隊機の場合の航空事故情報等の収集・連絡先

機関名	担当部署	電話番号（夜間・休日の場合）
消防庁		03-5253-7777〔宿直室〕（同左）
百里空港事務所	航空管制情報官	0476-32-6410 または 6411（同左）
茨城海上保安部	警備救難課	029-262-4304（同左）
陸上自衛隊第一施設団	第3科総括班	0280-32-4141 内線 236, 237（同内線 203）
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地	警備課	029-842-1211 内線 2410（同内線 2302）
航空自衛隊第7航空団	防衛班	0299-52-1331 内線 231（同内線 215）
茨城県	防災・危機管理課	029-301-8800（同左）
茨城県警察本部	警備課	029-301-0110 内線 5751（総合当直）

【風水害 第4章 2航空災害対策計画 第2節 第2 活動体制の確立】

資料 5 0 体制区分・基準配備人員（航空事故）

体制区分	基準	配備人員	災害対策本部等の設置
警戒体制 (事前配備)	航空事故により、多数の死傷者等が発生するおそれのある場合、または、その他の状況により生活環境課長が必要と認めた場合	あらかじめ定める防災関係職員	災害警戒体制を設置する
非常体制	航空事故により、多数の死傷者等が発生した場合、またはその他の状況により町長が必要と認めた場合	航空事故災害応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置する

【風水害 第4章 3鉄道災害対策計画 第1節 第1 町内の鉄道状況】

資料5 1 鹿島臨海鉄道概況

(単位=km、人)

鉄道事業者名	路線名	営業キロ	輸送人員 (一日平均)	区間
鹿島臨海鉄道(株) 〃 [貨物線]	大洗鹿島線 鹿島臨港線	53.0 19.2	6,680 —	水戸～鹿島サッカースタジアム 鹿島サッカースタジアム～奥野谷浜

※一日平均輸送人員は、平成20年度の各営業線の輸送実績である。

【風水害 第4章 3鉄道災害対策計画 第2節 第2 活動体制の確立】

資料5 2 職員の動員配備体制区分の基準及び内容（鉄道事故）

体制区分	基準	配備人員	災害対策本部等の設置
警戒体制 (事前配備)	鉄道事故により、多数の死傷者等が発生するおそれのある場合、または、その他の状況により生活環境課長が必要と認めた場合	あらかじめ定める防災関係職員	災害警戒体制を設置する
非常体制	鉄道事故により、多数の死傷者等が発生した場合、またはその他の状況により町長が必要と認めた場合	鉄道事故災害応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置する

【風水害 第4章 4道路災害対策計画 第2節 第1 発災直後の情報の収集・連絡】

資料5 3 道路災害情報等の収集・連絡先一覧

機関名	担当部署	電話番号（夜間・休日の場合）
消防庁	応急対策室	03-5253-7527〔宿直室 03-5253-7777〕
国土交通省常陸河川国道事務所	道路管理第二課	029-244-6346（同左）
茨城県	防災・危機管理課	029-301-8800（同左）
茨城県警察本部	警備課	029-301-0110 内線 5751（総合当直）
東日本高速道路(株)関東支社 水戸管理事務所	工務担当課	029-252-8260

【風水害 第4章 4道路災害対策計画 第2節 第2 活動体制の確立】

資料5 4 職員の動員配備体制区分の基準及び内容（道路災害）

体制区分	基準	配備人員	災害対策本部等の設置
警戒体制 (事前配備)	道路災害により、多数の死傷者等が発生するおそれのある場合、道路上での重大事故が発生した場合、または、その他の状況により生活環境課長が必要と認めた場合	あらかじめ定める防災関係職員	災害警戒体制を設置する
非常体制	道路災害により、多数の死傷者等が発生した場合、または、その他の状況により町長が必要と認めた場合	道路災害応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置する

【風水害 第4章 5大規模な火事災害対策計画 第2節 第1 発災直後の情報の収集・連絡】

資料5 5 大規模な火事災害情報の連絡先一覧

機関名	担当部署	電話番号（夜間・休日の場合）	
消防庁	応急対策室	03-5253-7527 03-5253-7537(FAX)	宿直室 03-5253-7777 03-5253-7553(FAX)
陸上自衛隊施設学校	警備課防衛班	029-274-3211 内線 234	駐屯地当直司令 内線302
警察本部	警備課 地域課	029-301-0110 内線5751 内線3571	(総合当直) 029-301-0110
茨城県	消防安全課 防災・危機管理課	029-301-2896 (昼) 029-301-2885 (夜間)	

【風水害 第4章 5大規模な火事災害対策計画 第2節 第2 活動体制の確立】

資料5 6 職員の動員配備体制区分の基準及び内容（火災）

体制区分	基準	配備人員	災害対策本部等の設置
警戒体制 (事前配備)	火災により、多数の死傷者等が発生するおそれのある場合、または、その他の状況により生活環境課長が必要と認めた場合	あらかじめ定める防災関係職員	災害警戒体制を設置する
非常体制	火災により、多数の死傷者等が発生した場合、または、その他の状況により町長が必要と認めた場合	大規模な火事災害対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置する

【風水害 第4章 6危険物等災害対策計画 第3節 第2 活動体制の確立(各災害共通事項)】

資料5.7 職員の動員配備体制区分の基準及び内容（危険物等事故）

体制区分	基準	配備人員	災害対策本部等の設置
警戒体制 (事前配備)	危険物等事故により、多数の死傷者等が発生するおそれのある場合、または、漏洩物により厳重な警戒体制をとる必要が生じた場合、またはその他の状況により生活環境課長が必要と認めた場合	あらかじめ定める防災関係職員	災害警戒体制を設置する
非常体制	危険物等事故により、多数の死傷者等が発生したとき、大規模な火災の発生、河川域に相当な被害が発生し、または発生が予想される場合、または、その他の状況により町長が必要と認めた場合	危険物等事故災害応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置する